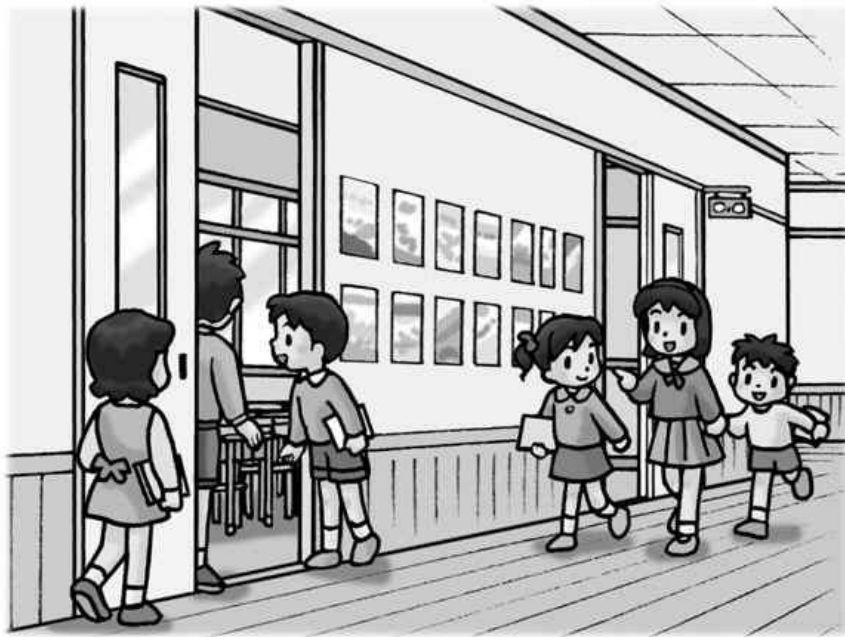


いじめ防止に向けて
HP版



平成24年10月

中野区教育委員会

はじめに

中野区教育委員会事務局
指導室長 川島 隆宏

昨今、全国各所で、いじめが原因と思われる児童・生徒の自殺が報道され、大きな社会問題となっています。

子どもたちの健やかな成長はみんなの願いであり、教育委員会としても安心して通え、楽しく学べる学校づくりに努めているところです。しかし、残念ながら、中野区の学校でも、いじめ等の問題が生じていることは事実です。いじめは、その対象となった子どもに深刻な苦痛を与え、時には不登校や自殺などに追い込むこともあるなど、決して許されない行為であり、これを防止・解決することは大きな課題です。

この度、中野区教育委員会では、各小・中学校、幼稚園、関係諸機関のご協力をいただき、「いじめ防止に向けて」を作成しました。これは、いじめの早期発見や早期解消を図るために、学校・園で今まで取り組まれてきた具体的な指導例や実践事例を中心に編集したものです。

各学校・園におかれましては、本資料作成の意義を十分にご理解いただき、各学校・園の実態に応じて、いじめ問題の未然防止・解消に向けて、積極的にお取組いただけますようお願いいたします。

中野区の学校ではいじめが起こらない、たとえ起こっても早期に解決する、そんな環境を作っていきたいと思います。

平成24年 10月

1 いじめとは

文部科学省の定義（平成19年1月19日）

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとする。
- 「いじめ」とは、「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「定義」のみにとらわれてしまうと、いじめの本質を見失う危険性があります。

被害を受けた児童・生徒が「いじめ」と感じたら、「いじめ」である

児童・生徒の側に立った共感的な理解の側面から「いじめ」の認識をもつことが必要です。

2 「いじめ」の問題に対する学校の基本的な取組

① 早期に発見し、的確な指導を行う

いじめ発見のポイント

1 表情・態度

- 笑顔がなく沈んでいる。
- ぼんやりとしていることが多い。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 周りの様子を気にし、おずおずとしている。
- 感情の起伏が激しい。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある。
- けがの原因をあいまいにする。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- 服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 机や椅子が傷つけられたり、落書きされていたりする。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- 他の子どもから、言葉かけを全くされていない。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 職員室や保健室の付近でうろろしている。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。
- 友達から不快に思う呼び方をされている。
- 付き合い友達が悪く変ったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- プロレスごっこ等にいつも参加させられている。
- よくけんかが起こる。
- 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。

6 教師との関係

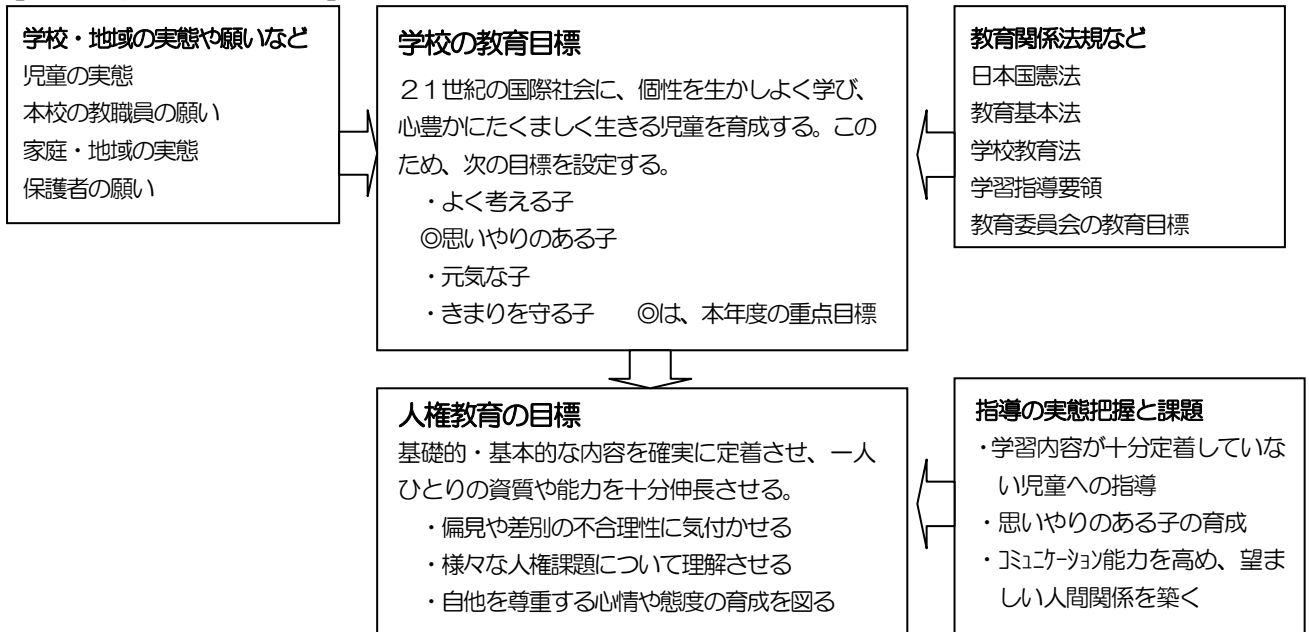
- 教師と視線を合わせなくなる。
- 教師との会話を避けるようになる。
- 教師とかかわろうとしない、避けようとする。

「人権教育プログラム」（東京都教育委員会）より

② いじめを許さない雰囲気をつくる

教師や児童・生徒による学校全体の取組や保護者への啓発を通して、いじめや差別を許さない雰囲気を築くことが大切です。そのためには、学校の全教育活動の中で、意図的・計画的に、人権を尊重する教育を推進する必要があります。

【人権教育 全体計画例】



各学年の重点目標（課題）

学年	情操・意欲・態度	基礎的な実践力	人間関係
低学年	<ul style="list-style-type: none"> 情操を豊かにする 人を傷つけてはいけないことを理解する 互いを大切に思いやりをもとうとする 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣を身に付ける 人とかかわることの楽しさを感じる 	<ul style="list-style-type: none"> 友達とのかかわりを深め、一人一人が生き生きと学校生活を送る
中学年	<ul style="list-style-type: none"> 身近な生活にある様々な偏見や差別に気付く 人権課題について、正しく理解する 相手の立場に立って考える 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的・基本的な内容を確実に身につける 善悪について考え、正しく判断する 表現力を高め、相手に伝える 	<ul style="list-style-type: none"> 友達とのかかわりを深める 望ましい人間関係を築き、一人一人が生き生きとした学校生活を送る
高学年	<ul style="list-style-type: none"> 様々な偏見や差別に気付き、その不合理性を正そうとする 人権課題について、正しく理解し、解決しようとする 相手の立場に立って考え、行動する 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的・基本的な内容を確実に身につける 思考力、判断力、表現力を高め、自己実現を図る 個性や能力を高め、自己の将来について考える 	<ul style="list-style-type: none"> 友達とのかかわりを深める 望ましい人間関係を広げ、一人一人が生き生きとした学校生活を送る 信頼できる友人関係や大人とのかかわりを深める

めざす児童像

低学年	心豊かに思いやりをもつ子	人とかかわりを楽しむ子	友達と仲良く生き生きと学校生活を送る子
中学年	思いやりをもち、相手の立場に立って考える子	善悪を正しく判断し、行動できる子	友達とのかかわりを広げ、生き生きとした学校生活を送る子
高学年	偏見や差別を許さず、誰に対しても思いやりをもって行動する子	善悪を正しく判断し、勇気をもって行動できる子	友達とのかかわりを深め、生き生きとした学校生活を送る子

全教育活動における指導のねらい

<p>ア) 明るく楽しい学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業がわかり、学ぶ楽しさを知る ・技術や技能を身に付け、できる喜びを味わう ・挨拶がこだまし、心を通わせる <p>イ) 生き生きと活動できる学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣を身に付け、健康の保持・増進を図る ・何事にもねばり強く、一生懸命努力する ・意欲的に学習や運動に取り組む ・よい作品やよい文化を作る <p>ウ) 美しい学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃や係活動、委員会、ボランティア活動に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい言動が取れる ・正しい言葉遣いをする ・物を大切にす <p>エ) 笑顔の絶えない学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友達と仲良く学び、よく遊ぶ ・互いを認め合い、響き合い、高め合う <p>オ) 思いやりのある学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の思いや考えを表現できる ・相手の身になって考える ・動植物を育てる等、勤労体験活動を行い、汗して働く喜びを知り、共感し合う
--	---



人権教育に関わる年間指導計画作成のための方針

<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な実践内容における人権教育のねらいを明確にする ・学校・家庭・地域社会における生活経験を取り入れ、身近な問題を取り上げる ・交流型、対話型の体験学習を取り入れる ・見学や調査を行うなど多様な手法を用いて学習意欲を高める 	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科や道徳、特別活動等、相互の関連を図り、効果的な指導内容・方法を工夫する ・時期に応じた学校行事との関連を図る ・実態に即して効果を高められるよう計画する ・全職員が、共通理解し実践できる計画を作成する
--	---



教職員の研修

<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育のねらいを踏まえその実現に向けて研修研鑽に努める。 ・人権を尊重することを常に確認する。 ・教師の専門性、指導技術を高める。 ・外部講師等も有効に活用する ・一人ひとりの研修を全員に生かす。
--



学年・学級経営

<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育にかかわる学年・学級経営の目標を設定する。 ・一人ひとりを大切に学級の一員としての存在感をもたせる。 ・人権上の課題を解決し、望ましい人間関係を作る。 ・言語環境を整え、教育環境を整備する。 ・家庭・地域社会等との連携・協力を図り信頼関係を深める。 ・いじめ、体罰は、許さない。 ・話し合いを大切に、互いの人権を尊重する。
--



家庭、地域社会等との連携

<ul style="list-style-type: none"> ・児童一人一人が生き生きと生活できる環境を整える。 ・家庭と協力して基本的な生活習慣を身に付けさせる。 ・地域の自然や文化に親しみ、郷土を愛する心を育て地域の人の協力を生かした教育活動を行う。
--

③ 児童・生徒の人権感覚を高める

児童・生徒の人権感覚を高めるためには、意図的・計画的に人権を尊重する教育を推進することが必要です。特に、道徳の時間や学級活動での指導を中心に、心の教育の充実を図り、基本的人権を尊重する態度やいじめを起こさない態度を養うことが重要です。

※道徳の指導展開例

差別やいじめをしない態度を養う 道徳・小学校 低学年

(資料) 「はしのうえのおおかみ」(1ねんせいのどうとく 文溪堂) 2-(3) 友情

(ねらい) 友達と仲よく助け合い、差別やいじめをしない態度を養う。

(児童につけたい力)

この時期には、特に身近にいる友達と仲よく活動し、助け合うことの大切さを指導する必要がある。資料を活用した指導を展開することにより、差別や偏見なく、友達と仲よく助け合う態度を養う。

(展開例)

	主な発問と予想される児童の反応	指導上の留意点
導 入	1 友達に優しくされた経験を話し合う。 ○ 友達に優しくされたことはありますか。その時、どんな気持ちになりましたか。 ・校庭で足をすりむいたとき、「大丈夫？」と声をかけてくれた。うれしかった。	・友達に優しくされた経験とその時の気持ちを想起し、ねらいとする価値への導入をする。
展 開	2 資料の範読を聞いて、話し合う。 ○ 「もどれ、もどれ」と言って動物たちを追い返したおおかみはどんな気持ちでしたか。 ◎ 「ほら、こうすればいいんだよ」くまに抱きかかえられたおおかみはどんな気持ちになりましたか。 ○ みんなを優しく渡してやるおおかみは、どんなことを考えていますか。	・おおかみの気持ちになって資料を聞くようにする。 ・クマ役(教師)とおおかみ役(子ども)で、動作化を行う。
	3 友達に優しくした経験を話し合い、実践への意欲を高める。 ○ 友達に優しくしたことはありますか。その時、どんな気持ちになりましたか。	・自分自身のことについて考えさせる。
終 末	4 教師の説話をする。(差別やいじめのない仲のいい学級風土をつくる)	

差別を許さない態度を養う 道徳・小学校 中学年

(資料) 「ぼくは『鼻毛』じゃない」(日本文教出版) 2-(3) 信頼・友情

(ねらい) 差別を見ぬき、他人から受ける差別的な言動に対して強い怒りをもち、差別を許さない態度を培う。

(児童につけたい力)

この時期には、気の合う友達同士で仲間をつくる傾向がある。自分たちの世界を確保し、楽しもうとするのである。その反面、考え方の違う友達を排除しようとするこゝもしばしば見られる。資料を活用した指導を展開することにより、差別や偏見に対する強い怒りをもち、差別を許さず、健康的な仲間集団を形成しようとする態度を養う。

(展開例)

- 1 自己の経験を想起する。
 - ・友達に嫌なことを言われたとき、どんなことを考えますか。
- 2 資料を読んで、話し合う。
 - ・ぼくがいつも「鼻毛」と呼ばれているうちに、それほど腹も立たなくなってしまったのはなぜですか。
 - ◎二人の友達のやりとりを聞いているうちに、はずかしくなるとともに、腹立たしくなってきたぼくは、どんなことを考えましたか。
 - ・お父さんから名前のわけについて聞いたぼくは、どんなことを考えましたか。
- 3 自己の経験を話し合い、実践への意欲を高める。
 - ・嫌なことを言われたりされたりした時、「嫌だ」と言えたことはありますか。その時、どんな気持ちになりましたか。
- 4 教師の説話を聞く。(差別やいじめを許さない態度の大切さ)

人権を尊重する態度を養う 道徳・小学校 高学年

(資料) 「きよみちゃん」(学校図書) 4-(3) 公正・公平・正義

(ねらい) いわれなき偏見や差別を受ける心の痛みに気づき、誰に対しても人間として尊重していこうとする心情を育てる。

(児童につけたい力)

この時期には、身近な差別や偏見に気付き、公平で公正な態度を養うことを通して、社会正義についての自覚を深めていく指導を適切に行うことが大切である。資料を活用した指導を展開することにより、いわれのない差別や偏見に対する強い怒りをもち、差別を許さず、人権を尊重する態度を養う。

(展開例)

- 1 自己の経験を想起する。
 - ・友達に嫌なことを言われたり、また、言われている友達を見たとき、どんなことを考えますか。
- 2 資料を読んで、話し合う。

- ・あだ名や「ガマが飲んだ水道はきたねえぞ」などと言われた時、きよみちゃんはどんな気持ちだったでしょう。
- ◎きよみちゃんの事情を先生から知らされた明たちは、どんな気持ちになったでしょう。
- ・きよみちゃんの死を知った時、明たちの胸にどんな思いがかけめぐったでしょう。
- 3 自己の経験を話し合い、実践への意欲を高める。
 - ・自分や友達が、嫌なことを言われたりされたりした時、「嫌だ、いけないよ」と言えたことはありますか。その時、どんな気持ちになりましたか。
- 4 教師の説話を聞く。(勇気を持ち、差別やいじめを許さない態度の大切さ)

いじめに同調しない態度を養う 道徳・中学校

(資料)「いつも一緒に」(文部省 中学校 読み物資料とその利用) 2-(3) 友情

(ねらい) 心から信頼できる友達をもつことの大切さを理解し、いじめに同調しない態度を養う。

(生徒につけたい力)

この時期の友情は、部活が同じ、家が近いなどの偶然的要因によって始まることが多い。ともすれば、表面的な友人関係に終わってしまうことが多いとされる中学生に友情を育てていくことの難しさ、本当の友人の大切さを感じさせたい。資料を活用した指導を展開することにより、いじめに同調せず、心から信頼できる友情を培う態度を養う。

(展開例)

- 1 自己の経験を想起する。
 - ・「親友」という言葉からどんなことを考えますか。
- 2 資料を読んで、話し合う。
 - ・みゆきがレギュラーに決まって、真理子は何を感じましたか。
 - ・真理子がみゆきに今までになく強く反発してしまったのはどんな気持ちからですか。
 - ・「みゆきを無視してやろう」という恵子たちの言葉を聞いて、真理子はどんなことを考えましたか。

○やり直したいと思ったとき、真理子の心の中で「友達」という言葉は、どんな意味をもつようになったのでしょうか。
- 3 自己の経験を話し合い、実践への意欲を高める。
 - ・友情を育てていく上で、何が大切だと思いますか。
- 4 教師の説話を聞く。(いじめに同調せず、心から信頼できる友情の大切さ)

④ 温かい人間関係を築く

かかわり合いを通して、他の児童・生徒や教師、教師以外の学校職員等との温かい人間関係を築くことが大切です。幼稚園・学校での読み聞かせや、家庭での本のお話を中心とした話し合いなどのかかわり合いをおして、豊かな心を育てていくことが温かい人間関係を築くもととなります。

学校や幼稚園、家庭で読ませたい豊かな心を育てる本

(読み聞かせ等に活用できる本)

【幼稚園】

- ①「けんかのきもち」 柴田 愛子(文) 伊藤 秀男(絵) <ポプラ社>
- ②「クレリア」 マイケル グレイニエツ(文と絵) ほその あやこ(訳) <セーラー出版>
- ③「ともだちや」 内田 麟太郎(作) 降矢 なな(絵) <偕成社>
- ④「ともだち おまじない」 内田 麟太郎(作) 降矢 なな(絵) <偕成社>
- ⑤「ぼくじゃない」 木村 泰子(絵と文) <至光社>
- ⑥「わらっちゃった」 大島 紗子(作・絵) <小学館>
- ⑦「ともだちほしいな おおかみくん」 さくら ともこ(著) いもと ようこ(絵) <岩崎書店>
- ⑧「花さき山」 斉藤 隆介(著) 滝平 二郎(絵) <岩崎書店>
- ⑨「いいたくない」 かさい まり(作・絵) <ひさかたチャイルド>
- ⑩「ころりん ごろん ころろろ」 香山 美子(著) 柿本 幸造(絵) <ひさかたチャイルド>
- ⑪「けんかのきもち」 柴田 愛子(作) 伊藤 秀夫(絵) <ポプラ社>
- ⑫「ひさのほし」 斉藤 隆介(文) 岩崎 ちひろ(絵) <岩崎書店>
- ⑬「泣いた赤鬼」 浜田 広介(作) 梶山 俊夫(絵) <偕成社>
- ⑭「たろうのともだち」 村山 桂子(作) 堀内 誠一(絵) <福音館書店>
- ⑮「にじいろのさかな」 マーカス・フィスター(作) 谷川 俊太郎(訳) <講談社>

【小学校】

- ①「あの子」 ひぐち ともこ(作・絵) <エルくらぶ>
- ②「さるのオズワルド」 エゴン・マチーセン(作) 松岡 享子(訳) <こぐま社>
- ③「しんせつなともだち」 方 軼羣(作) 君島 久子(訳) 村山 知義(画) <福音館書店>
- ④「たいせつなこと」 マーガレット・ワイズ・ブラウン(作) うちだ ややこ(訳)
レナード・ワイズガード(絵) <フレーベル館>
- ⑤「ぞうのエルマー」 デビット・マッキー(文・絵) きたむら さとし(訳) <BL出版>
- ⑥「ともだち」 谷川 俊太郎(文) 和田 誠(絵) <玉川大学出版部>
- ⑦「どんなきぶん？」 サクストン・フライマン&ユースト・エルファーズ(作)
アーサー・ピナード(訳) <福音館書店>
- ⑧「ハリネズミと金貨」 V・オルロフ(原作) 田中 潔(文) V・オリシヴァング(絵)
<偕成社>
- ⑨「ぼくだけのこと」 森 絵都(作) スギヤマ カナヨ(絵) <理論社>
- ⑩「まっくろネリノ」 ベルガ・ガルラー(作) やがわ すみ子(訳) <偕成社>
- ⑪「みんなぜんぶいろいろな」 中川 ひろたか(文) 奥田 高文(写真) <ブロンズ社>

【中学校】

- ①「ハードル 真実と勇気の間で」「ハードル2」 青木 和雄(作) <金の星社>
- ②「ビタミンF」 重松 清(作) <新潮社>
- ③「14歳 - Fight -」 後藤 竜二(作) <岩崎書店>
- ④「いのちのバトン」 相田 みつを(作) <角川書店>
- ⑤「ほたる館物語」 あさの あつこ(作) <ポプラ社>

⑤ 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深める

「いじめ」を把握するためには、学校と家庭・地域社会・関係諸機関との連携を見直すことにより、学校・家庭・地域社会が一体となった指導の充実を図ることが必要です。そのためには、地域教育懇談会、道徳授業地区公開講座、保護者会などでの啓発や情報交換が重要となってきます。

3 「いじめ対応」の校内体制づくり

組織的な対応による指導の充実を図るためには、いじめに係る校内体制や教員の動きを見直すことが大切です。

① いじめ発見のための教育相談体制の充実

SC・心の教室相談員等を活用しながら、教育相談体制の充実を図り、以下のような取組を行う。

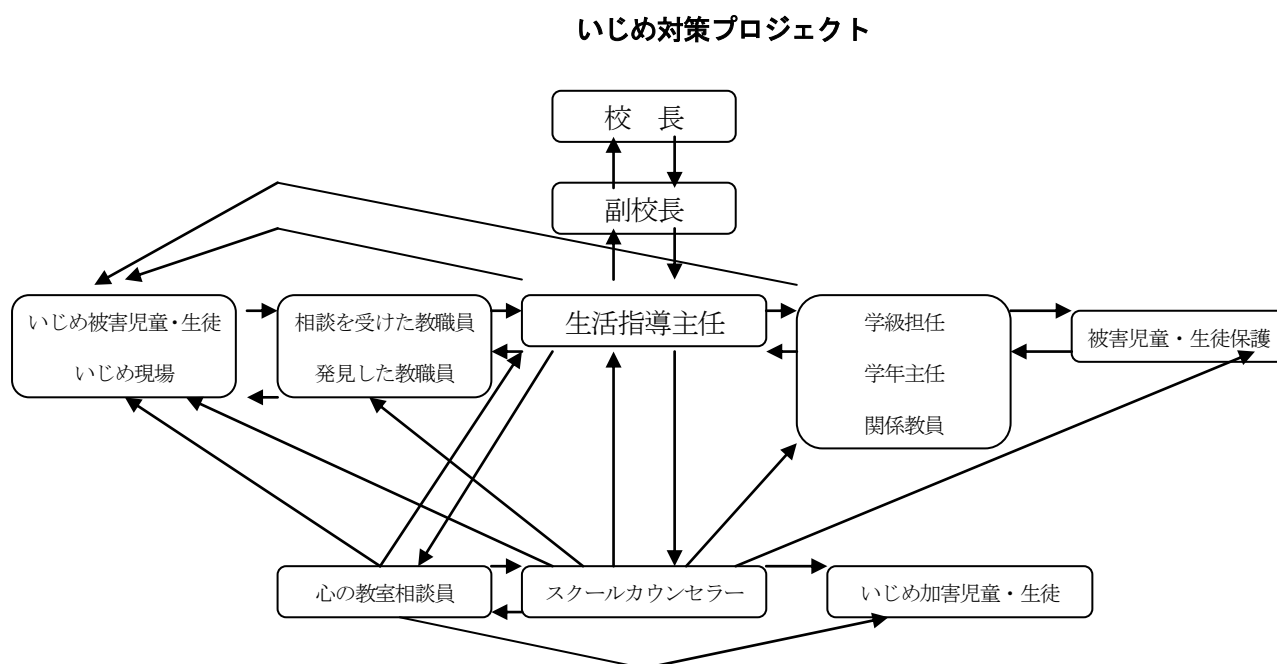
いじめの実態を把握するためのアンケート調査（留意点）

- アンケート調査の実施方法
 - アンケートに記入するときは児童・生徒同士の話し合いを禁止し、個々の児童・生徒のプライバシーを守る。
 - 記名については状況により判断する。
 - 現状について把握するために行うアンケートなので、あまり過去にさかのぼることなく、先週1週間程度の出来事について記入させる。
 - アンケートの項目は把握したい内容によって設定する。
 - どのくらいの頻度でいじめが起きているのか
 - どのようないじめが起きているのか
 - 児童・生徒がいじめについてどう感じているのか
 - 児童・生徒がいじめについて第三者に話したか
 - いじめを止めるような行動がとられているのか
- ※ いじめている人間をさがすための調査と児童・生徒に受け取られないように、肯定的な項目も入れるとよい。

学級内にいじめがあると思われるときの対応（ポイント）

- いじめのサインを見落としていたり、いじめと認識せずにいることはないか
 - (1)学級内の人間関係について、先入観にとらわれずに見直す。
 - (2)表面的な行動だけをとらえるのではなく、行動の背景に、他からの命令や指示があるのではないかという意識で見る。
 - (3)「いじめではないか？」という視点で見る・
 - 指導を開始する時期を誤らない
 - 指導を開始する時期を逸して、いじめられている児童・生徒やその保護者から信頼を失うことがある。次のような場面が見られたら、速やかに指導を行う。
 - (1)力関係の差異による、悪ふざけ、からかいなどがある。
(プロレスごっこ 荷物持ち)
 - (2)加害側が、意識的又は無意識的に相手を傷付ける行為をしている。
(特定の子どもをよける 命令口調が多くなる 蔑視的なあだ名で呼ぶ)
 - (3)被害側に、心理的または身体的な被害・苦痛があることが推定できる。
(体への傷・あざ 持ち物が壊されている 誹謗・中傷の落書き 金品の持ち出し)
- ※担任一人で判断するのではなく、必ず複数の教員（管理職、養護教諭、SC・心の教室相談員など）との情報交換を行い組織的に対応する

② いじめ対策プロジェクトの設置



【いじめの未然防止】

- ① 定期的に「いじめ対策プロジェクト」を開催し、情報交換や対応策の検討を行い、いじめの未然防止を図る。
- ② 適宜、スクールカウンセラーや心の教室相談員も参加し、情報提供や助言を行う。

【いじめの発見時】

- ① 被害生徒からの相談や、いじめ現場を発見した場合は、生活指導主任に連絡をする。
- ② 以後、生活指導主任が連携の中心となって、担任等の関係職員に連絡するとともに、管理職に報告し、被害生徒への対応を始める。
- ③ 相談を受けた教員を中心に、被害生徒に許可をとりながらいじめの実態を掌握する。
- ④ 担任から被害生徒の家庭への連絡を行う。
- ⑤ 被害生徒に許可を得ながら、加害生徒への指導を速やかに開始する。
- ⑥ スクールカウンセラーから助言を得るとともに、被害生徒、加害生徒及び保護者へのカウンセリングを行う。
- ⑦ 必要に応じて心の教室相談員により、被害生徒・加害生徒への対応を行う。
- ⑧ 今後の対応を「いじめ対策プロジェクト」で検討する。

4 「いじめ」に対応できる校内研修

教師の人権感覚やいじめに対応する指導の充実を図るためには、「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用や、いじめに係る校内での研修を見直すことが大切です。

① 教師の人権感覚の向上

見直してみましょう **あなたの人権感覚**

指導という名もとの

体罰

児童・生徒が自分の指示に従わなかったときに、無理やり言うことを聞かせようとすることはありませんか。

児童・生徒の心理状態を無視した一方的な指導は、体罰と同じです。教師の指示に従わなかったからといって、力で抑えようとするのはあってはなりません。

児童・生徒の心を傷付ける

乱暴な言動

— 生徒に向かって、「お前たちは…」と先生がおっしゃるのです。うちの子が「お前じゃない。」と言ったら、先生は国語辞典を示されて「お前というのはえらい人に対して使うんだ。」とうそぶくのです。—

これは、ある学校の保護者からの訴えです。この教師の態度は、児童・生徒の繊細な心を踏みにじる以外のなにものでもありません。

児童・生徒と保護者は、教師の言動のなかに人権侵害があることを見抜き、訴えています。

児童・生徒の

呼び方

児童・生徒を「〇〇」と名前だけで呼ぶことは、親愛の情の現れという人がいます。しかし、親愛の情は、教師と児童・生徒相互に通じ合える心の交流の上にはじめて成り立つものです。

児童・生徒はかけがえのない存在であり、人格を尊重することが大切です。人を呼び捨てにすることは、人格を否定することにつながります。

不用意な

言葉

児童・生徒に向かって、「何でこんなことができないの。」などと言うことがありませんか。

できなかつたり、分からなかつたりすることは、児童・生徒のせいなのでしょう。児童・生徒を責める前に、児童・生徒の特性や発達段階に応じたきめ細かな指導を行っているかを、まず問うべきでしょう。

「よくできたね。」「次は、〇〇だね。」という温かい言葉かけや励ましを児童・生徒は待っているのです。

プライバシーにかかわる

掲示物

作品展などの会場で、作品の横に制（製）作している児童・生徒の写真が掲示してあることがあります。一般の参観者に児童・生徒の頑張っている様子を分かってもらおうとの意図によるものかもしれませんが、事前に、児童・生徒本人や保護者の了解を得ておく必要があります。

また、教室などに学習ドリルの進捗や忘れ物を示す一覧表、身体的状況を示すグラフなどを掲示することも、児童・生徒のプライバシーにかかわる重大な問題です。人権尊重の視点から教室環境を見直してみましょう。

不必要な

調査内容

児童・生徒の実態把握は指導上大切なことです。そのためにいろいろな調査表が用意されています。それらは従来から使用されていたものが多いはずですが、内容や項目を改めて再点検する必要があります。

たとえば、家庭生活票のなかに家族構成や保護者の職業・勤務先名等の記入を求めていた場合、それは児童・生徒の教育にとって本当に不可欠な情報でしょうか。また、健康調査票などで、妊娠時の様子や出生時の体重などを一律に調査することも適切な方法とは言えません。

配慮に欠ける

作品

文集などの作品は、児童・生徒や保護者にとってよき思い出となる貴重なものです。そのなかに、友達のことを傷つけたり、人権侵害に当たる表現があったりしてはなりません。

また、文章表記で誤字・脱字が目立つ場合、児童・生徒のありのままの姿を大切にという考えからそのままにしていることは、その児童・生徒に対する指導の放棄と同じです。児童・生徒と一緒に正しく直すことは、教師としての責務です。

長期欠席の児童・生徒については、本人や保護者と十分連絡をとり、理解を得ながら可能な形で作品の制作にかかわれるよう配慮することが大切です。

個人が特定できる

研究資料

学校の研究報告書や校内研究会資料などに、個々の児童・生徒の事例が取り上げられることが少なくありません。

研究協議を深めるために事例は重要な役割を果たしますが、それはあくまでも部外秘の資料であり、外部に漏れることがあってはなりません。研究会終了後に回収し、破棄するなどの適切な配慮が必要です。

外部に発表する報告書や紀要などでは、個人が特定できるような記述は、厳に避けるべきです。

誤解を招く

表現

学校が発行する文書や冊子等では、その表現によって児童・生徒・保護者等に傷付く人がいないか、誤解を招くことがないか等、様々な観点から文章を検討する必要があります。

配慮すべきこととしては、例えば、女性や障害者、同和問題、外国人等に関わって蔑視につながる言葉は使用しない、身体の一部の名称を用いて物事の不十分性を示すような表現はしない、特定の職業に対する偏見や差別意識を助長するような表現はしない、などがあります。

公的な資料に掲載する

絵やイラスト

研究紀要等の公的な資料に掲載する絵やイラストについては、その絵を見る側の立場に立って、様々な人権課題にかかわる偏見や差別意識を助長する恐れがないかどうかという観点から判断することが大切です。

例えば、絵やイラストの中には、身体の一部を省略・強調して描いたり、ユーモラスな描写にしたりする場合があります。こうした表現を一律に不適切であるとするのは、人権問題を表面的な事象のみでとらえることになりかねませんが、人をおとしめるような意図や悪意に満ちあふれている表現は許されるものではありません。それ以外の様々な描写については、あくまでも社会通念に照らして適切に判断することが大切です。

「人権教育プログラム」（東京都教育委員会）より

② 事例研究の進め方

生活指導に関する教職員の力量を高めるとともに、問題行動の解決に向けた組織的な取組を推進するためには、校内研修会における事例研究を充実させることが必要です。

(1) 事例研究のねらい

事例研究は、生活指導上の問題を提示し、指導過程やそれに関する資料を基に問題行動の要因や背景を理解するとともに、解決策を見出していく。

- ① 問題行動の要因・背景を明確にし、児童・生徒理解を深める。
- ② 児童・生徒に対する効果的な指導・援助法を研究する。
- ③ 教職員の共通理解を深め、教職員相互の連携を強める。

(2) 事例研究の手順

- ① 児童・生徒のもつ問題を明らかにする。
- ② 児童・生徒理解のための情報収集を行う。
- ③ 問題解決のための指導仮説を立てる。
- ④ 指導方法を検討する。

(変化の目標を明確化、行動の変容を援助、実現可能な目標の立案)

5 インターネット等によるいじめ

○インターネット等による「いじめ」

インターネットがもつ匿名性と簡易性から、発見が困難であること、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状態にいたることなどが特徴です。いわゆる「ネットいじめ」が起因となって、自殺にいたる事件も発生しています。

○インターネット等による「いじめ」の背景

- ①直接相手に危害等を加えないので、罪の意識を感じにくい。
- ②対面してでは、張り合えない相手を攻撃できる。
- ③一瞬のうちに、不特定多数の「仲間」を味方につけることができる。

など、自分自身を安全な場所におきながら、他者を攻撃しようとする心理が、背景にあります。

○求められる未然防止・早期発見の取組

□教職員の日頃の情報交換を密にする。

多くの教員が経験したことのない、いじめの形態であるために、「ネットいじめ」の現状について、教職員の共通理解が必要になる。また、定期的にインターネットサイトを検索するなど、校内においても掲示板への書き込みや裏サイト等の監視体制をつくる。

□いじめ相談窓口を設置し、周知する。

子どもからのサインや情報を確実にキャッチできるよう、日頃から教育相談体制を充実させるとともに、いじめ相談窓口を設置し、児童・生徒、保護者に周知する。

□発達段階に応じた情報モラル教育を実施する。

児童・生徒の発達の程度に応じて、情報モラル教育を意図的・計画的に実践する。その際、学校の教育課程（年間指導計画）に適切に位置づけ、系統的な指導を行うことができるようにする。

□保護者への啓発活動を行う。

携帯電話や、パソコン等の使用における家庭のルールを作るよう啓発する。

その際、保護者やPTAと連携を図り、参加・体験型の研修会を実施するなど、実効性のある活動を工夫する。

○学校で「ネットいじめ」が発生したら

事態の收拾

- 情報収集と事実の確認
- 教育委員会への報告
- 業者への書き込み等の削除要請
- 警察等の関係機関との連携

被害者対応

- 被害を受けた子どもの心のケア
- 「絶対に守る」という姿勢を示す

加害者対応

- 絶対にやってはいけないという、毅然とした態度で指導する
- 行動の背景や原因、子どもが抱える悩みや問題など、行動の裏にある児童・生徒の心理を理解し対応する。

全児童・生徒への対応

- 視覚情報モラル教育を徹底する
- 「いじめ」を許さない学級作り
- 知らないうちに加害者になりうる危険性を指導

保護者対応

- 関係する保護者への説明と対応
- 学校の今後の指導方針と対応等の提示と説明

6 関係諸機関との連携

いじめ問題に対する組織的な対応を進めるためには、学校だけではなく、関係諸機関との密接な連携も大切です。

① 教育相談室等相談窓口の活用

「こども110番」…………… 03-3389-6980 月曜日から金曜日の9時から17時00分
教育センター教育相談室 …… 03-3385-8001 月曜日から金曜日の9時から17時00分
東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン …… 03-5800-8288 (24時間)
文部科学省 24時間いじめ相談ダイヤル …… 0570-0-78310 (24時間)
(なやみ言おう)

② 教育委員会との連携

「いじめ」と思われる事案が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告する必要があります。その際、以下の点に留意してください。

- ・「いつ、どこで、だれが、だれと、どのような」経緯があつて起こったことなのか、時系列で記録をとる。
- ・当事者からの聞き取りだけでなく、それを見ていた周囲の児童・生徒からの聞き取りも可能な限り行う。
- ・加害者や、いじめの詳細が分からない場合であっても、躊躇せずに報告する。

③ 警察との連携

いじめの内容や、被害の程度によっては警察と連携して対応することも必要です。

野方警察署……………03-3386-0110 (生活安全課少年係)

中野警察署……………03-3366-0110 (生活安全課少年係)

新宿少年センター…03-3372-8335 (新宿区西新宿5-3-1)

7 参考文献等

(1) 人権教育プログラム (東京都教育委員会 平成23年3月)

(2) 生徒指導提要 (文部科学省 平成22年3月)

(3) いじめ問題研究報告書「いじめの心理と構造を踏まえた解決の方策」(東京都立教育研究所 平成9年)

(4) 教師が知っておきたい 子どもの自殺予防 (文部科学省 平成21年3月)